# 平成19年度

# 「専門職大学院等教育推進 プログラム」公募要項 (案)

平 成 1 9 年 4 月 文 部 科 学 省

# 目 次

1	事業の趣旨・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2	事業の概要	
( 1	)募集対象 ······1	
( 2	)申請区分等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	
	)選定件数 ······2	
3	選定方法等 ······2	
4	期待する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
5	要件違反等	
( 1	)形式的要件違反 · · · · · · · · · · · · · · · · 3	
( 2	)申請要件違反3	
(3	)申請内容の重大な誤謬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
6	申請に当たっての留意事項	
( 1	)申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	) 申請内容等チェックシートによる確認 ······4	
	)申請手続及び問合せ先 ········ 4	
	)その他 ······4	
7	公表等 ······4	
8	その他の留意事項	
	) 選定結果の通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
(2	) 取組に対する経費措置5	
(3	)事業規模等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
【別	添1】平成19年度 テーマ及び取組例等	
【別	添2】平成19年度「専門職大学院等教育推進プログラム」申請書作成・記入 領	要

#### 1 事業の趣旨・目的

法曹や学校教員をはじめとする高度専門職業人等については、社会の要請に応 える資質の高い人材を養成することが不可欠であります。

「専門職大学院等教育推進プログラム」は、高度専門職業人養成を行う専門職大学院と学校教員の養成を行う大学、大学院(専門職大学院を除く)および短期大学(以下「大学等」という。)において、理論と実務を架橋した実践的な教育方法等の開発・充実を行う優れた取組について、国公私を通じた競争的な環境の中で重点的に支援することによって、高等教育機関における高度専門職業人養成等の一層の充実を図ることを目的としています。

#### 2 事業の概要

#### (1) 募集対象

# 【募集テーマ】

平成19年度は以下のテーマで募集します。

- ① 法科大学院における教育方法・内容の開発・充実
- ② 大学等における教員養成教育の充実

#### 【募集対象】

平成19年度の募集対象は以下のとおりです。

- 「①」のテーマ:「法科大学院を設置している国公私立の大学」
- 「②」のテーマ:「教員免許の課程認定を受けている国公私立の大学等」

それぞれのテーマに応じて、大学としてのビジョンを踏まえ、学長、学部長及び研究科長等を中心とするマネジメント体制の下に、国公私立の大学等が計画している取組を募集の対象とします。

※ 募集内容の詳細については、【別添1】【平成19年度 テーマ及び取組 例等】を参照してください。

#### (2) 申請区分等

- ① 申請区分は以下のとおりです。
  - 1 単独取組:申請する大学等が単独で行う取組
  - 2 共同取組:申請する大学等が他の大学等と共同して行う取組
- ② 共同取組については、取組の主体となる大学等(以下「申請担当大学」という。)が代表して申請して下さい。
- ③ 申請可能件数は、テーマごとに単独取組で1件と共同取組の各1件とします。 具体的には次のとおりです。

# 【法科大学院を設置している国公私立の大学】

テーマ「法科大学院の教育方法・内容の開発・充実」に対して単独取組1件 と共同取組1件の申請が可能

# <u>【教員免許の課程認定を受けている国公私立の大学等】</u>

テーマ「大学等における教員養成教育の充実」に対して単独取組1件と共同 取組1件の申請が可能

【法科大学院を設置し、かつ教員免許の課程認定を受けている国公私立の大学】 両方のテーマに対しそれぞれ単独取組1件と共同取組1件の申請が可能

なお、募集対象となる大学が共同取組に申請担当大学以外で参画する場合は、 当該大学の申請可能件数には含みません。

④ 運営費交付金や補助金等により文部科学省や他省庁が実施している他の事業で申請済又は申請を予定している取組と同一又は類似の取組については、選定対象外とします。また、過去に選定された取組と類似点が多いと判断されるような取組についても選定対象外とすることがあります。

# (3) 選定件数

選定件数は、2テーマ合わせて45件程度としますが、申請の状況等により、 予算の範囲内で調整を行うことがあります。詳細については【別添1】【平成1 9年度 テーマ及び取組例等】を参照してください。

# 3 選定方法等

本プログラムの選定は、客観性、公正性、透明性を確保するため、有識者・専門家等で構成される「専門職大学院等教育推進プログラム選定委員会(以下「委員会」という。)」において行われます。

具体的な選定方法は、「平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム審査 要項」を参照してください。

#### 4 期待する取組

本プログラムにおいて期待する取組は以下のとおりです。

- ① 高度専門職業人等養成の我が国のモデルとなる先導的な取組
- ② 共同の取組等によって成果等の共有が図られる取組
- ③ 関係団体や大学等と有効性の高い連携協力が図られる取組
- ④ 取組の経過や成果等の情報提供が積極的に行われる取組

#### 5 要件違反等

#### (1)形式的要件違反

公平な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外と しますので、申請時には十分注意してください。

- ① 【別添2】平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書作成・ 記入要領「1.一般的留意事項について」において定める書式と異なる場合 (ただし、禁則処理により1行の文字数が40字を超過した場合は違反としな い。)
- ② 申請書の(様式1)における「取組名称」、(様式3)における全体の分量及び「取組の概要」の規定文字数及び規定枚数を超過した場合。(超過の分量を問わない。)
- ③ 指定外の資料を添付した場合。(添付の分量を問わない。)

# (2)申請要件違反

公平な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外と しますので、申請時には十分注意してください。

- ① 【別添1】【平成19年度 テーマ及び取組例等】に記載された内容に沿っていない取組の申請
- ② 本公募要項の「2 事業の概要」(2)で示した申請可能件数の範囲を超えることとなる申請

#### (3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記入漏れ、又は虚偽の記載等が判明した場合は、選定対象外とします。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

#### 6 申請に当たっての留意事項

#### (1) 申請書

【別添2】平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書作成・記入要領に基づき、本事業の趣旨・目的を十分に踏まえて、テーマごとに所定の様式で申請書を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

#### 〇テーマ「大学等における教員養成教育の充実」の申請における留意点

申請書には、教育委員会や学校(附属学校及び併設校を除く。)等から提出された 当該取組に関する意見書(当該取組に対する評価をはじめ、必要に応じ、当該取組に 関する大学等との連携・協力の在り方などが具体的にわかるもの。)を添付してください。

# (2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等防止のため、申請時に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を提出してください。

#### (3) 申請手続及び問合せ先

持参の場合は、申請書類を平成19年6月6日(水)~6月7日(木)(午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。)の期間内に提出してください。 郵送の場合は、配達が証明できる方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成19年6月4日(月)~6月7日(木)の期間内に必着するようにしてください。

いずれの方法においても期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受付ません。

# 【提出部数】

- ・「平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム申請書」 35部
- ・ 申請内容等チェックシート

1部

#### 【持参先及び郵送先】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 (文部科学省ビル6階) 文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室

#### 《問合せ先》

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室

電 話:03-5253-4111(代表)

内線2497

FAX: 03-6734-3389

メールアト゛レス: sen-ps@mext. go. jp ホームヘ゜ーシ゛: http://www. mext. go. jp

#### (4) その他

- ① 申請書は、提出後の差し替えや訂正は認めません。
- ② 提出された申請書は、返還いたしませんので、各大学において控えを保管 するようにしてください。

#### 7 公表等

- ① 募集締切後、申請大学名、取組名を公表する予定です。また、選定された 取組については、取組の概要についても公表する予定です。
- ② 文部科学省においては、事例集等の作成、フォーラムの開催を行う場合が

あります。取組が選定された大学は、これらの作成、開催に当たり御協力い ただきますので、御了承ください。

③ 選定された大学においては、自ら取組の内容、経過、成果等について大学 のウェブサイト等を活用し、積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行ってい ただきます。

#### 8 その他の留意事項

# (1)選定結果の通知

申請された大学には、学長あてに選定結果を通知いたします(7月下旬頃予定)。

#### (2) 経費措置

- ① 選定された取組に対して、国公私立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しております(私立とは設置者が学校法人のものに限ります。)。
- ② 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金により経費措置(以下「他の経費措置」という。)を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。
- ③ 申請する際は、他の経費措置を受けて行っている事業と十分整理した上で、 事業内容及び資金計画を作成してください。

#### (3) 事業規模等

申請に当たっては、補助事業上限額の範囲内で申請書を作成してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額はその他の経費 (自己収入等)により各大学等が負担することになります。

- ※ 経費の範囲等補助金の概要については、文部科学省ウェブサイトに掲載しています。
- (参考) 平成 1 8 年度大学改革推進等補助金について http://www.mext.go.jp/a menu/koutou/tokusyoku/05030101.htm
- ※ なお、「平成19年度大学改革推進等補助金(大学改革推進経費)取扱要 領」は平成19年4月以降、文部科学省ウェブサイトに掲載される予定です。

# 【平成19年度 テーマ及び取組例等】

①法科大学院における教育方法・内容の開発・充実

#### 【趣旨・目的】

法科大学院において、明確な目的意識の下、地域社会若しくは他の法科大学院など、目的に応じた連携体制を構築しながら、理論と実践を架橋した実践的な教育の充実に図るための優れた取組を選定し支援を行う

【 対 象 】 法科大学院を設置する国公私立の大学

#### 【事業規模】

補助事業上限額:30,000千円以内/年

補助金基準額:20,000千円以内/年

【財政支援期間】 2年間

#### (取組例)

- O 地域法曹界及び地方公共団体等との連携による新たな教育方法の開発と地域への 還元
- 法曹界との連携による法曹倫理教育や展開・先端科目等の積極的な展開と体系的 な教育の充実
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)の開発と効果・成果についての検証
- 自学自習サポートシステムの積極的な展開

# ② 大学等における教員養成教育の充実

#### 【趣旨・目的】

大学等において高度な専門性と豊かな人間性、社会性を備えた資質の高い教員の養成や現職教員研修機能の充実・強化を図るための優れた取組を選定し支援を行う。

平成19年度においては、

- ① 幼保一元化に対応できる幼稚園教員養成の充実
- ② 特別支援学校の教員養成の充実
- ③ 小学校教員における理科教育能力の向上
- ④ 幼小中高の教育現場との連携による実践的な教育の充実

の取組を対象とする。

#### 【対象】

教員免許課程の認定を受けている国公私立の大学等

#### 【事業規模】

補助事業上限額:30,000千円以内/年

補助金基準額:20,000千円以内/年

【財政支援期間】 2年間

#### (取組例)

- 地域の特性に応じた教育方法の開発と地域貢献事業の実施
- 教育委員会との積極的な連携による教員養成カリキュラムの開発
- 教員研修施設等との連携による現職教員再教育プログラムの開発